

○ 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年^{金融監督}大^{蔵省}労働^省告示第七号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。） 一）に関連法人等（労働金庫法施行規則第五十条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p>	<p>2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。） 一）に関連法人等（労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p>